



# 鳥取県公報

平成 31 年 3 月 15 日 (金)  
号外第 23 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例 施行規則 (11) (税務課) . . . . . 5 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を 定める規則の一部を改正する規則 (12) (情報政策課) . . . . . 7 鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則 (13) (福祉保健課) . . . . . 8 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (14) (障がい福祉課) . . . . . 10 保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則 (15) (健康政策課) . . . . . 13 鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則 (16) (環境立県推進課) . . . 14 鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (17) (住まいまちづくり課) . . . . 19 鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則 (18) (産業人材課) . . . . 22 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部 を改正する規則 (19) (林政企画課) . . . . . 23
-------	---

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則

## 1 規則の制定理由

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正に伴い、同条例の施行に関し必要な事項を定める。

## 2 規則の概要

(1) 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収のため県の発行する証紙及び当該証紙に押印する検印の様式を定める。

(2) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

## ◇鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正に伴い、規則で定めることとされた個人番号を利用することができる事務を定める。

## 2 規則の概要

(1) 個人番号を利用することができる私立の高等学校等への就学に要する費用の援助に関する事務は、高等学校等を退学した者が県内の私立の高等学校等に入学して学び直す場合に交付する私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定に関する事務とする。

(2) 個人番号を利用することができる私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務は、県内の私立の中学校において教育を受ける生徒に対して親権を行う者その他のその生徒の就学に要する経費を負担すべき者の経済的負担の軽減を図るために交付する私立中学校就学支援金の受給資格の認定に関する事務とする。

(3) 施行期日は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行の日とする。

## ◇鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 趣旨等について定めた規定中引用する条例の条項を改める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

## ◇鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 費用の徴収について定めた規定中引用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の条項を改める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布の日とする(2)に関する事項を除き、平成31年6月1日とする。

## ◇保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

肝炎ウイルス検査及び風しん抗体価検査の受診を促進するため、当該検査に係る手数料の免除期間を延長する。

## 2 規則の概要

(1) 保健所における肝炎ウイルス検査及び風しん抗体価検査に係る手数料を免除する期間の終期を平成32年3月31日（現行 平成31年3月31日）とする。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

## ◇鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 規則中引用するエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の条項を改める。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

## ◇鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

鳥取県建築基準法施行条例の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 災害危険区域内に住居の用に供する建築物を建築する場合の確認申請書の添付書類に急傾斜地崩壊防止工事の施工により当該災害危険区域の指定の理由となった危険への対策が行われていることを証する書面を追加する。

(2) がけの上又は下の一定の範囲内（災害危険区域を除く。）に建築物を建築する場合の確認申請書の添付書類に当該がけについて急傾斜地崩壊防止工事が施工されていることを証する書面を追加する。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日とする(3)に関する事項の一部を除き、平成31年4月1日とする。

## ◇鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

労働市場の変化等に対応した職業能力の開発を図るため、鳥取県立産業人材育成センターにおける訓練科の訓練生定員の見直しを行う。

## 2 規則の概要

(1) 鳥取県立産業人材育成センター倉吉校の保育士養成科の訓練生定員を15人（現行 5人）に、栄養士養成科の定員を10人（現行 5人）に増員する。

(2) 施行期日は、平成31年4月1日とする。

## ◇鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部が改正され、東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する貸付金の特例措置の適用期間が延長されたこと及び森林経営管理法が制定され、林業経営改善計画の認定を受けた林業経営者に対する貸付金の償還期間等が延長されたことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

## (1) 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正

ア 東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を平成32年3月31日まで（現行 平成31年3月31日まで）とする。

イ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第3条第1項に規定する林業経営改善計画の認定を受けた林業経営者が当該認定に係る計画を実施する場合の貸付金の償還期間は15年以内、据置期間は3年以内（東日本大震災により著しい被害を受けた者の場合は6年以内）とする。

## (2) 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正

東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る沿岸漁業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を平成32年3月31日まで（現行 平成31年3月31日まで）とする。

## (3) 施行期日は、平成31年4月1日とする(1)のイに関する事項を除き、公布の日とする。

# 規 則

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成31年 3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第11号

合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例（昭和29年鳥取県条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(県の発行する証紙)

第2条 条例第2条第2項に規定する県の発行する証紙は、様式第1号のとおりとする。

(検印)

第3条 条例第2条第3項に規定する検印は、様式第2号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

自 動 車 税 証 紙

様式第2号（第3条関係）



鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県規則第12号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則（平成28年鳥取県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務)</p> <p>第5条 略</p>
<p><u>(私立の高等学校等への就学に要する費用の援助に関する事務)</u></p> <p>第6条 <u>条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学した者が県内に所在する私立の高等学校等に入学して学び直す場合に交付する私立高等学校等学び直し支援金の受給資格の認定に関する事務とする。</u></p>	
<p><u>(私立の中学校への就学に要する費用の援助に関する事務)</u></p> <p>第7条 <u>条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、県内に所在する私立の中学校において教育を受ける生徒に対して親権を行う者その他のその生徒の就学に要する経費を負担すべき者の経済的負担の軽減を図るために交付する私立中学校就学支援金の受給資格の認定に関する事務とする。</u></p>	

#### 附 則

この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（平成31年鳥取県条例第6号）の施行の日から施行する。

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第13号**

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号。以下「条例」という。）<u>第 4 条第 2 項第 6 号</u>、第 3 項第 4 号及び第 4 項、<u>第 5 条</u>並びに条例別表第 2 の規定に基づき、鳥取県立皆成学園、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における使用料及び手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この規則において「市町村民税非課税者」とは、障害児の保護者又は障害者が児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）<u>第24条第 5 号</u>又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第17条第 4 号に掲げる者に該当する場合における当該障害児又は障害者をいう。</p> <p>5～9 略</p> <p>(使用料及び手数料の額)</p> <p>第 3 条 <u>条例第 4 条第 2 項第 6 号</u>に規定する規則で定める額は、別表第 1 に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>条例第 4 条第 3 項第 4 号</u>に規定する規則で定める額は、別表第 1 の 1 の(1)及び(2)の項に定めるとおりとする。</p> <p>3 <u>条例第 4 条第 4 項</u>に規定する規則で定める施設の利用は、別表第 2 の項目の欄に掲げるものとし、同項に規定する規則で定める額は、同表に定めるとおりとする。ただし、日中一時支援（障害者総合支援法第77条第 1 項の規定により市町村が行う地域生活支援事業のうち、日中において監護する者がいない障害児又は障害者の日常的な訓練その他の支援をい</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第11号。以下「条例」という。）<u>第 7 条第 2 項第 6 号</u>、第 3 項第 4 号及び第 4 項、<u>第 8 条</u>並びに条例別表第 2 の規定に基づき、鳥取県立皆成学園、鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園における使用料及び手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 この規則において「市町村民税非課税者」とは、障害児の保護者又は障害者が児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）<u>第24条第 4 号</u>又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）第17条第 4 号に掲げる者に該当する場合における当該障害児又は障害者をいう。</p> <p>5～9 略</p> <p>(使用料及び手数料の額)</p> <p>第 3 条 <u>条例第 7 条第 2 項第 6 号</u>に規定する規則で定める額は、別表第 1 に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>条例第 7 条第 3 項第 4 号</u>に規定する規則で定める額は、別表第 1 の 1 の(1)及び(2)の項に定めるとおりとする。</p> <p>3 <u>条例第 7 条第 4 項</u>に規定する規則で定める施設の利用は、別表第 2 の項目の欄に掲げるものとし、同項に規定する規則で定める額は、同表に定めるとおりとする。ただし、日中一時支援（障害者総合支援法第77条第 1 項の規定により市町村が行う地域生活支援事業のうち、日中において監護する者がいない障害児又は障害者の日常的な訓練その他の支援をい</p>



う。以下同じ。)による食事の提供に係る使用料の額は、同表に定める食事の提供に係る使用料の額から日中一時支援を委託した市町村が支払う食事の提供に係る委託料の額を控除した額とする。

4 略

(使用料又は手数料の減免)

第4条 条例第5条の規定による使用料又は手数料の減免は、国、地方公共団体又は公共的団体が実施する事業のうち、知事が必要と認めるものに係る使用料又は手数料について行う。この場合の減免の申請手続その他必要な事項は、知事が別に定める。

別表第2 (第3条関係)

施設名	項目	使用料の額
略		
鳥取県立総合療育センター	食事の提供(条例第4条第2項第4号に規定するものを除く。)	略
	略	
略		

う。以下同じ。)による食事の提供に係る使用料の額は、同表に定める食事の提供に係る使用料の額から日中一時支援を委託した市町村が支払う食事の提供に係る委託料の額を控除した額とする。

4 略

(使用料又は手数料の減免)

第4条 条例第8条の規定による使用料又は手数料の減免は、国、地方公共団体又は公共的団体が実施する事業のうち、知事が必要と認めるものに係る使用料又は手数料について行う。この場合の減免の申請手続その他必要な事項は、知事が別に定める。

別表第2 (第3条関係)

施設名	項目	使用料の額
略		
鳥取県立総合療育センター	食事の提供(条例第7条第2項第4号に規定するものを除く。)	略
	略	
略		

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第14号**

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和49年鳥取県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(費用の徴収)</p> <p>第8条 総合事務所長は、<u>法第31条第1項</u>の規定に基づき、別表に定める額を、毎月、精神障害者又はその配偶者若しくは精神障害者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹から徴収する。ただし、これらの者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">措置入院に関する診断書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">                     重大な問題行動                      （Aはこれまでの、Bは今後<u>おそれのある問題行動</u>）                 </td> <td>現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）</td> </tr> <tr> <td>01 殺人</td> <td rowspan="11" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>02 放火</td> </tr> <tr> <td>03 強盗</td> </tr> <tr> <td>04 <u>強制性交等</u></td> </tr> <tr> <td>05 強制わいせつ</td> </tr> <tr> <td>06 傷害</td> </tr> <tr> <td>07 暴行</td> </tr> <tr> <td>08 恐喝</td> </tr> <tr> <td>09 脅迫</td> </tr> <tr> <td>10 窃盗</td> </tr> <tr> <td>11 器物損壊</td> </tr> </table>	略		重大な問題行動 （Aはこれまでの、Bは今後 <u>おそれのある問題行動</u> ）	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）	01 殺人	略	02 放火	03 強盗	04 <u>強制性交等</u>	05 強制わいせつ	06 傷害	07 暴行	08 恐喝	09 脅迫	10 窃盗	11 器物損壊	<p>(費用の徴収)</p> <p>第8条 総合事務所長は、<u>法第31条</u>の規定に基づき、別表に定める額を、毎月、精神障害者又はその配偶者若しくは精神障害者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹から徴収する。ただし、これらの者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">措置入院に関する診断書</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">                     重大な問題行動                      （Aはこれまでの、Bは今後<u>おそれある問題行動</u>）                 </td> <td>現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）</td> </tr> <tr> <td>01 殺人</td> <td rowspan="11" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>02 放火</td> </tr> <tr> <td>03 強盗</td> </tr> <tr> <td>04 <u>強姦</u></td> </tr> <tr> <td>05 強制わいせつ</td> </tr> <tr> <td>06 傷害</td> </tr> <tr> <td>07 暴行</td> </tr> <tr> <td>08 恐喝</td> </tr> <tr> <td>09 脅迫</td> </tr> <tr> <td>10 窃盗</td> </tr> <tr> <td>11 器物損壊</td> </tr> </table>	略		重大な問題行動 （Aはこれまでの、Bは今後 <u>おそれある問題行動</u> ）	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）	01 殺人	略	02 放火	03 強盗	04 <u>強姦</u>	05 強制わいせつ	06 傷害	07 暴行	08 恐喝	09 脅迫	10 窃盗	11 器物損壊
略																																	
重大な問題行動 （Aはこれまでの、Bは今後 <u>おそれのある問題行動</u> ）	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）																																
01 殺人	略																																
02 放火																																	
03 強盗																																	
04 <u>強制性交等</u>																																	
05 強制わいせつ																																	
06 傷害																																	
07 暴行																																	
08 恐喝																																	
09 脅迫																																	
10 窃盗																																	
11 器物損壊																																	
略																																	
重大な問題行動 （Aはこれまでの、Bは今後 <u>おそれある問題行動</u> ）	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像（該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。）																																
01 殺人	略																																
02 放火																																	
03 強盗																																	
04 <u>強姦</u>																																	
05 強制わいせつ																																	
06 傷害																																	
07 暴行																																	
08 恐喝																																	
09 脅迫																																	
10 窃盗																																	
11 器物損壊																																	

12 弄火又は失火			
13 家宅侵入			
14 詐欺等の経済的な問題行動			
15 自殺企図			
16 自傷			
17 その他 ( )			
略			

略  
備考 略

様式第16号 (第13条関係)

措置入院者定期病状報告書

年 月 日

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第38条の2第1項の規定により、措置入院者の症状等について、下記のとおり報告します。

病院名  
所在地  
管理者名 ㊦

略	
重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後おそれのある問題行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)
01 殺人	略
02 放火	
03 強盗	
04 強制性交等	
05 強制わいせつ	
06 傷害	
07 暴行	
08 恐喝	

12 弄火又は失火			
13 家宅侵入			
14 詐欺等の経済的な問題行動			
15 自殺企図			
16 自傷			
17 その他 ( )			
略			

略  
備考 略

様式第16号 (第13条関係)

措置入院者定期病状報告書

年 月 日

職 氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）第38条の2第1項の規定により、措置入院者の症状等について、下記のとおり報告します。

病院名  
所在地  
管理者名 ㊦

略	
重大な問題行動 (Aはこれまでの、Bは今後おそれのある問題行動)	現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像 (該当のローマ数字及び算用数字を○で囲むこと。)
01 殺人	略
02 放火	
03 強盗	
04 強姦	
05 強制わいせつ	
06 傷害	
07 暴行	
08 恐喝	

09 脅迫			09 脅迫		
10 窃盗			10 窃盗		
11 器物損 壊			11 器物損 壊		
12 弄火又 は失火			12 弄火又 は失火		
13 家宅侵 入			13 家宅侵 入		
14 詐欺等 の経済的 な問題行 動			14 詐欺等 の経済的 な問題行 動		
15 自殺企 図			15 自殺企 図		
16 自傷			16 自傷		
17 その他 ( )			17 その他 ( )		
略			略		
略			略		
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規則は、平成31年6月1日から施行する。ただし、様式第4号及び様式第16号の改正規定は、公布の日から施行する。

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第15号**

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和44年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(使用料等の免除) 第 2 条 保健所の長（以下「保健所長」という。） は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。		(使用料等の免除) 第 2 条 保健所の長（以下「保健所長」という。） は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。	
事業	対象者	事業	対象者
略		略	
肝炎ウイルス検査	平成20年 1 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者	肝炎ウイルス検査	平成20年 1 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者
略		略	
風しん抗体価検査	平成26年 4 月 1 日から平成32年 3 月31日までの間に、風しん抗体価検査を受ける者（過去に風しん抗体価検査を受けたことがある者その他知事が別に定める者を除く。）	風しん抗体価検査	平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日までの間に、風しん抗体価検査を受ける者（過去に風しん抗体価検査を受けたことがある者その他知事が別に定める者を除く。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第16号**

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県地球温暖化対策条例施行規則（平成21年鳥取県規則第79号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定事業者)</p> <p>第4条 条例第8条第1項の規則で定める特定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 省エネ法第18条第1項に規定する連鎖化事業を行う者のうち、当該者が県内に設置している<u>全ての工場等及び当該連鎖化事業に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等</u>における原油換算エネルギー使用量が前年度において1,500キロリットル以上である事業者</p> <p>(3) 略</p> <p>(自動車販売時の説明)</p> <p>第13条 条例第16条の規則で定める事項は、燃料の種類及び省エネ法第147条第1号イに規定するエネルギー消費効率とする。</p> <p>(電気機器等)</p> <p>第14条 条例第18条の規則で定める電気機器等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。）<u>第18条第2号</u>に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のをいう。）</p> <p>(2) テレビジョン受信機（省エネ法施行令第18条第4号に規定するテレビジョン受信機をいう。）</p> <p>(3) 電気冷蔵庫（省エネ法施行令第18条第10号に規定する電気冷蔵庫をいう。）</p> <p>(4) 電気便座（省エネ法施行令第18条第16号に規定する電気便座をいう。）</p> <p>(5) ジャー炊飯器（省エネ法施行令第18条第19号に規定するジャー炊飯器をいう。）</p> <p>(6)・(7) 略</p>	<p>(特定事業者)</p> <p>第4条 条例第8条第1項の規則で定める特定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 省エネ法第19条第1項に規定する連鎖化事業を行う者のうち、当該者が県内に設置している<u>すべての工場等及び当該連鎖化事業に加盟する者が県内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等</u>における原油換算エネルギー使用量が前年度において1,500キロリットル以上である事業者</p> <p>(3) 略</p> <p>(自動車販売時の説明)</p> <p>第13条 条例第16条の規則で定める事項は、燃料の種類及び省エネ法第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率とする。</p> <p>(電気機器等)</p> <p>第14条 条例第18条の規則で定める電気機器等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。）<u>第15条第2号</u>に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のをいう。）</p> <p>(2) テレビジョン受信機（省エネ法施行令第15条第4号に規定するテレビジョン受信機をいう。）</p> <p>(3) 電気冷蔵庫（省エネ法施行令第15条第10号に規定する電気冷蔵庫をいう。）</p> <p>(4) 電気便座（省エネ法施行令第15条第16号に規定する電気便座をいう。）</p> <p>(5) ジャー炊飯器（省エネ法施行令第15条第19号に規定するジャー炊飯器をいう。）</p> <p>(6)・(7) 略</p>

様式第1号（第5条、第7条関係）  
事業者取組計画書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第8条第1項（第8条第4項、第9条第1項、第9条第3項）の規定により次のとおり提出します。

注1 略

2 本計画書における温室効果ガス排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。

3～7 略

様式第2号（第5条、第7条、第8条関係）  
温室効果ガス排出量内訳書

注1・2 略

3 本内訳書における二酸化炭素換算数量は、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。

4～9 略

様式第3号（第8条関係）  
事業者達成状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第8条第5項（第9条第3項）の規定により次のとおり提出します。

様式第1号（第5条、第7条関係）  
事業者取組計画書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第8条第1項（第8条第4項、第9条第1項、第9条第3項）の規定により次のとおり提出します。

注1 略

2 本計画書における温室効果ガス排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。

3～7 略

様式第2号（第5条、第7条、第8条関係）  
温室効果ガス排出量内訳書

注1・2 略

3 本内訳書における二酸化炭素換算数量は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。

4～9 略

様式第3号（第8条関係）  
事業者達成状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者 住所

氏名

（法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第8条第5項（第9条第3項）の規定により次のとおり提出します。

注1 略

2 本報告書における温室効果ガス排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。

3～7 略

様式第6号（第17条関係）

建築物環境配慮計画書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者（建築主） 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第1項（第20条第1項）の規定により次のとおり提出します。

略

注1～5 略

6 本計画書には、次の図書及び書類を添付してください。

種類	明示すべき事項
略	
(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第1条第1項に規定する計画書の写し又は同規則第12条第1項に規定する届出書の写し	
略	

様式第7号（第17条関係）

建築物環境配慮計画変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者（建築主） 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項（第20条第3項）の規定により次のとおり届け出ます。

略

注1～6 略

注1 略

2 本計画書における温室効果ガス排出量は地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第3項に規定する「温室効果ガス算定排出量」の算定方法と同様の方法により算定した量をいいます。

3～7 略

様式第6号（第17条関係）

建築物環境配慮計画書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者（建築主） 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第1項（第20条第1項）の規定により次のとおり提出します。

略

注1～5 略

6 本計画書には、次の図書及び書類を添付してください。

種類	明示すべき事項
略	
(6) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第1項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し	
略	

様式第7号（第17条関係）

建築物環境配慮計画変更届出書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者（建築主） 住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項（第20条第3項）の規定により次のとおり届け出ます。

略

注1～6 略



7 本届出書には、建築物環境配慮計画書（様式第6号）に添付したもののうち変更に係る図書及び書類を添付してください。

7 本届出書には、次の図書及び書類を添付してください。

種類	明示すべき事項
(1) 配置図	縮尺、方位、隣地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
(2) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物
(3) 各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
(4) 立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
(5) 断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さ、壁の断面詳細図
(6) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第1項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し	
(7) 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果に係る書類一式	建築物の名称及び建設地、評価の作成者及び確認者、建築物の用途、敷地面積、建築面積、延床面積、階数、構造、建築物の竣工年月（予定）、環境効率、環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果、重点項目への取組における評価結果

様式第8号（第17条関係）

建築物工事完了報告書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者（建築主） 住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項（第20条第

様式第8号（第17条関係）

建築物工事完了報告書

年 月 日

職 氏 名 様

届出者（建築主） 住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県地球温暖化対策条例第19条第4項（第20条第

3項)の規定により次のとおり届け出ます。

略

注1～4 略

3項)の規定により次のとおり届け出ます。

略

注1～4 略

5 本報告書には、次の図書及び書類を添付してください。

種類	明示すべき事項
(1) 配置図	縮尺、方位、隣地境界線、敷地内における建築物の位置、敷地に接する道路の位置及び幅員、舗装仕上げ
(2) 付近見取図	方位、道路、目標となる地物
(3) 各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途・面積、有効採光面積、自然換気面積
(4) 立面図	縮尺、開口部の位置、屋根仕上げ、外壁仕上げ
(5) 断面図	縮尺、階高、各階の天井の高さ及び建築物の高さ、壁の断面詳細図
(6) エネルギーの使用の合理化等に関する法律第75条第1項に基づく届出書に添付された省エネルギー計画書の写し	
(7) 鳥取県建築物環境総合性能評価システムによる評価結果に係る書類一式	建築物の名称及び建設地、評価の作成者及び確認者、建築物の用途、敷地面積、建築面積、延床面積、階数、構造、建築物の竣工年月(予定)、環境効率、環境品質における評価結果及び環境負荷の低減における評価結果、重点項目への取組における評価結果

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第17号**

鳥取県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和48年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(確認申請書の添付書類)</p> <p>第2条 法第6条第1項の確認の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 法第39条第1項の災害危険区域（次号において「災害危険区域」という。）内において住居の用に供する建築物を建築するときは、<u>条例第3条第2号の規定に該当する場合を除き、同条第1号の規定に該当することを証する書面又は同条第3号の規定による許可を受けたことを証する書面</u></p> <p>(2) <u>条例第4条第1項に規定するがけの上又は下に建築物を建築する場合において、当該建築物の位置が同項各号に掲げる区域（災害危険区域を除く。）内であるときは、同条第2項第2号の規定に該当する場合を除き、擁壁の設置の状況を示す図書又は同項第1号の規定に該当することを証する書面若しくは同項第3号の規定による認定を受けたことを証する書面</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(氏名等の変更の届出)</p> <p>第3条 法第6条第1項（<u>法第87条第1項、法第87条の4並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定による確認を受けた者は、当該確認に係る工事が完了するまでの間に、その氏名若しくは住所又は設計者、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所に変更があったときは、様式第3号による届書を建築主事に提出しなければならない。</p> <p>(建築設備等の定期検査)</p> <p>第6条 法第12条第3項の規定による報告の時期は、<u>法第7条第5項又は法第7条の2第5項（いずれも法第87条の4において準用する場合を含む。）の検査済証の交付日又は前回報告した日から1年を超え</u></p>	<p>(確認申請書の添付書類)</p> <p>第2条 法第6条第1項の確認の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 法第39条第1項の災害危険区域（次号において「災害危険区域」という。）内において住居の用に供する建築物を建築するときは、<u>条例第3条ただし書</u>の規定による許可を受けたことを証する書面</p> <p>(2) <u>条例第4条</u>に規定するがけの上又は下に建築物を建築する場合において、当該建築物の位置が<u>同条各号</u>に掲げる区域（災害危険区域を除く。）内であるときは、<u>よう壁</u>の設置の状況を示す図書又は<u>同条ただし書</u>の規定による認定を受けたことを証する書面</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(氏名等の変更の届出)</p> <p>第3条 法第6条第1項（<u>法第87条第1項、法第87条の2並びに法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。</u>）の規定による確認を受けた者は、当該確認に係る工事が完了するまでの間に、その氏名若しくは住所又は設計者、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所に変更があったときは、様式第3号による届書を建築主事に提出しなければならない。</p> <p>(建築設備等の定期検査)</p> <p>第6条 法第12条第3項の規定による報告の時期は、<u>法第7条第5項又は法第7条の2第5項（いずれも法第87条の2において準用する場合を含む。）の検査済証の交付日又は前回報告した日から1年を超え</u></p>

ない日までとする。

2 略

(許可等の申請)

第13条 略

2 条例第3条第3号の規定による許可の申請は、様式第7号による申請書に、省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書(付近見取図及び配置図に限る。)を添付してしなければならない。

3 条例第4条第2項第3号、第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は第9条ただし書の規定による認定の申請は、様式第8号による申請書に、省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書(付近見取図、配置図及び各階平面図に限る。)を添付してしなければならない。

4 略

様式第7号(第13表関係)

建築許可申請書	
職 氏名 様	
鳥取県建築基準法施行条例第3条第3号の規定による許可を申請します。	
年 月 日	
申請者 氏名 <span style="float: right;">㊞</span>	
略	

備考 略

様式第8号(第13条関係)

認定申請書	
職 氏名 様	
鳥取県建築基準法施行条例第 条第 項(第 号・ただし書)の規定による認定を申請します。	
年 月 日	
申請者 氏名 <span style="float: right;">㊞</span>	
略	

備考 略

ない日までとする。

2 略

(許可等の申請)

第13条 略

2 条例第3条ただし書の規定による許可の申請は、様式第7号による申請書に、省令第1条の3第1項の表一の(い)項に掲げる図書(付近見取図及び配置図に限る。)を添付してしなければならない。

3 条例第4条ただし書、第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は第9条ただし書の規定による認定の申請は、様式第8号による申請書に、省令第1条の3第1項の表1の(い)項に掲げる図書(付近見取図、配置図及び各階平面図に限る。)を添付してしなければならない。

4 略

様式第7号(第13表関係)

建築許可申請書	
職 氏名 様	
鳥取県建築基準法施行条例第3条ただし書の規定による許可を申請します。	
年 月 日	
申請者 氏名 <span style="float: right;">㊞</span>	
略	

備考 略

様式第8号(第13条関係)

認定申請書	
職 氏名 様	
鳥取県建築基準法施行条例第 条第 項(ただし書)の規定による認定を申請します。	
年 月 日	
申請者 氏名 <span style="float: right;">㊞</span>	
略	

備考 略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第6条の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。

鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第18号**

鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則

鳥取県立産業人材育成センター規則（昭和45年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(職業訓練の種類等) 第2条 センターの行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。						(職業訓練の種類等) 第2条 センターの行う職業訓練の種類、訓練課程及び訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間は、次の表のとおりとする。					
職業訓練を行う施設の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間	職業訓練を行う施設の名称	職業訓練の種類	訓練課程	訓練科	訓練生定員	訓練期間
鳥取県立産業人材育成センター倉吉校（以下「倉吉校」という。）	普通職業訓練	普通課程	ものづくり情報技術科	40人	2年	鳥取県立産業人材育成センター倉吉校（以下「倉吉校」という。）	普通職業訓練	普通課程	ものづくり情報技術科	40人	2年
			土木システム科	10人	1年				土木システム科	10人	1年
			木造建築科	10人	1年				木造建築科	10人	1年
			介護福祉士養成科	40人	2年				介護福祉士養成科	40人	2年
			保育士養成科	<u>15人</u>	2年				保育士養成科	<u>5人</u>	2年
栄養士養成科	<u>10人</u>	2年	栄養士養成科	<u>5人</u>	2年						
略						略					
略						略					
2 略						2 略					

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第19号**

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第 1 条 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和51年鳥取県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間は、10年以内(3年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該当するものが<u>平成32年3月31日</u>までに借り入れる貸付金(以下本条において「被災者貸付金」という。)の償還期間は、13年以内(6年以内の据置期間を含む。)とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。ただし、被災者貸付金の償還期間及び据置期間については、それぞれ3年を加えた期間とする。</p> <p>(1) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号。以下「<u>暫定措置法</u>」という。)第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和54年政令第205号。以下「<u>暫定措置法施行令</u>」という。)第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合 12年以内(3年以内の据置期間を含む。)</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間は、10年以内(3年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該当するものが<u>平成31年3月31日</u>までに借り入れる貸付金(以下本条において「被災者貸付金」という。)の償還期間は、13年以内(6年以内の据置期間を含む。)とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。ただし、被災者貸付金の償還期間及び据置期間については、それぞれ3年を加えた期間とする。</p> <p>(1) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和54年法律第51号)第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令(昭和54年政令第205号)第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合 12年以内(3年以内の据置期間を含む。)</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

<p>(4) <u>暫定措置法第3条第1項の認定を受けた林業</u>  <u>経営者（森林経営管理法（平成30年法律第35号）</u>  <u>第37条第4項に規定する林業経営者をいう。）が</u>  <u>当該認定に係る暫定措置法第3条第2項第3号の</u>  <u>措置を実施するのに必要な暫定措置法施行令第7</u>  <u>条第1項に規定する資金を借り入れる場合 15年</u>  <u>以内（3年以内（被災者貸付金にあつては、6年</u>  <u>以内）の据置期間を含む。）</u></p>	
--	--

（鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正）

第2条 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年鳥取県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（貸付金の種類、貸付限度額等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該当するものが<u>平成32年3月31日</u>までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>（貸付金の種類、貸付限度額等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該当するものが<u>平成31年3月31日</u>までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第5条第3項及び第4項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。